

事務事業名	タクシー券助成事業	整理番号	22404-020
所管	健康福祉部 社会福祉課		

●事務事業の位置付け

期間	平成19年度～平成年度	根拠法令・要綱等	障害者自立支援法
基本計画における位置付け	基本政策 政策	2-2 福祉の充実 2-2-4 障害者福祉の充実	関連政策

●事務事業の内容

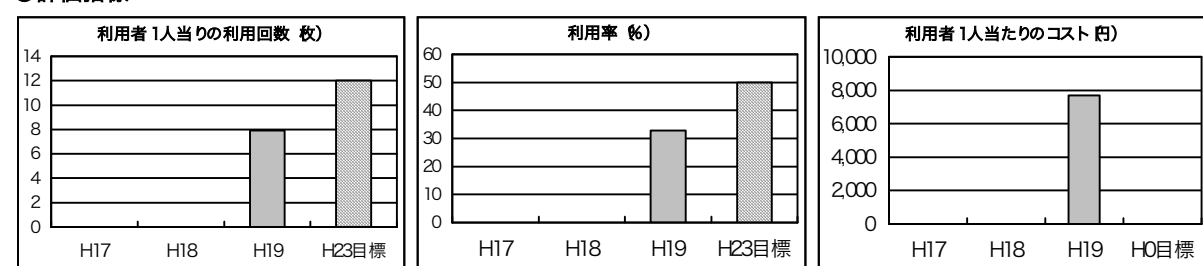
目的 (何のために)	在宅の重度心身障害者が、その有する能力及び適正に応じ、自立した地域生活や日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉環境の整備を図る。
対象 (誰・何を)	在宅の重度心身障害者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級・2級）。ただし、施設入所者及び自動車税減免者を除く。
手段 (どのようなやり方で)	対象者に対し、申請により年1回タクシー利用券（小型タクシー初乗り料金 670円）を24枚交付する。
成果 (どのような状態にしたいか)	タクシーの利用が容易になることから、障害者の自立した地域生活や日常生活の社会参加を促進することができる。
事務事業の背景・住民の意向	在宅の重度心身障害者からの要望があり、他市町の助成状況を鑑み、平成19年度からタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の拡大と社会参加を援助し、在宅福祉の増進を図る。
見直し改善の経過	

●事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績
平成17年度	
平成18年度	
平成19年度	交付者数128名×24枚=3,072枚 利用枚数1,011枚



●評価指標



●事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)		コメント	
観点別評価	必要性	★★★★	平成18年の障害者自立支援法の施行により、市が実施すべき在宅障害者に対する地域支援事業の一つとして市独自に開始した事業であり、車の運転等、移手段に不自由している重度障害者の地域活動の支援策として、有効な事業であると考えている。今後、利用率の向上を図っていきたい。
	有効性	★★★★	
	効率性	★★★★	
一次評価	A	★★★★★	今後の方向性 継続
二次評価(行政評価委員会の評価)		コメント	
二次評価	C	☆☆	PRに努めるとともに交付手段を検討し、利用率の向上を図ること。 今後の方向性 手段改善

●改革プラン

平成20年度からの対応	利用促進についての、対象者への説明は年1度のタクシー券更新手続きや障害者手帳の交付の際積極的に説明し交付しているが、今後のために利用者の意見を聞くことを努めている。
平成21年度以降の対応	平成20年度の利用者の意見について対応を検討し改善を図る。
改革により予想される成果	利用者の社会参加の促進が図れる。